○　○　○　公　園　愛　護　会　規　約

制定：△△○○年○月○日

最近改正：△△〇〇年〇月〇日

（名　称）

第１条　本会は、○○○公園愛護会（以下「本会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　本会は、○○○公園の美化及び安全な利用を図り、もって公園愛護精神の高揚及び地域　福祉の向上に寄与することを目的とする。

（構　成）

第３条　本会は、前条の目的に賛同する公園周辺の住民により構成する。

（活　動）

第４条　本会は、目的達成のため次の活動を行う。

(1)　清掃・除草

(2)　樹木のかん水

(3)　その他愛護会の目的達成のため必要な活動

（役　員）

第５条　本会に次の役員を置く。

　会　長　　　１名

副会長　　　１名

　会　計　　　１名

　監　事　　　１名

（役員の任務）

第６条　役員は次の任務を行う。

(1)　会長は、本会を代表し、会の事務を掌握する。

(2)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のあるときは、その職務を代理する。

(3)　会計は、会計事務を行う。

(4) 監事は、会計監査を行う。

（選任）

第７条　役員は総会において、会員の中から選任する。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は１年とする。ただし、再任をさまたげない。

（総　会）

第９条　本会の総会は、年１回会長が召集し、会長が議長となり、活動に関し重要な事項等を審議決定する。議事は総会に出席している会員の過半数により決する。必要がある場合は臨時に総会を開催できるものとする。

（経　費）

第10条　本会の経費は、公園愛護会費をもってあてる。

（会計年度）

第11条　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（所在地）

第12条　本会の所在地は、会長宅の住所とする。